

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>別記（Ⅰ） 用地調査等業務共通仕様書</p> <p><u>令和6年7月</u> (略)</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>4 受注者は、監督員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</u></p> <p>第14条～第33条 (略)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(6) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>第35条～第39条の2 (略)</p> <p>第40条 (略)</p> <p><u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p>	<p>別記（Ⅰ） 用地調査等業務共通仕様書</p> <p><u>令和5年7月</u> (略)</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第14条～第33条 (略)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第35条～第39条の2 (略)</p> <p>第40条 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>(環境負担軽減への取組)</u></p> <p><u>第41条 受注者は、新たな環境負担を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)</u></p> <p><u>(2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u></p> <p><u>(3) 環境負荷低減に配慮したものの調達</u></p> <p><u>(4) 生物多様性に配慮した事業実施</u></p> <p><u>(5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p> <p><u>第42条 (略)</u></p> <p><u>第43条 受注者は、契約図書に準拠し、用地調査等業務を行うに当たり権利者等及び関係官公庁と協調を保ち、監督員の指示を受けて正確かつ誠実に用地調査等業務を行うものとする。</u></p> <p>2 受注者は、用地調査等業務に際して発注者側が別途権利者等と補償交渉等を行うに当たって障害となるおそれのある言動等をしてはならないものとする。</p> <p><u>第44条～第47条 (略)</u></p> <p><u>第48条 補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第45条による計測値を基に算出した数値とするものとする。</u></p> <p>(1) 建物の延べ床面積は、<u>第46条</u>第3項で算出した数値とする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>第41条 (略)</u></p> <p><u>第42条 受注者は、契約図書に準拠し、用地調査等業務を行うに当たり権利者及び関係官公庁と協調を保ち、監督員の指示を受けて正確かつ誠実に用地調査等業務を行うものとする。</u></p> <p>2 受注者は、用地調査等業務に際して発注者側が別途権利者と補償交渉等を行うに当たって障害となるおそれのある言動等をしてはならないものとする。</p> <p><u>第43条～第46条 (略)</u></p> <p><u>第48条 補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第44条による計測値を基に算出した数値とするものとする。</u></p> <p>(1) 建物の延べ床面積は、<u>第45条</u>第3項で算出した数値とする。</p> <p>(略)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>第49条～第57条</u> (略)</p> <p><u>第58条</u> <u>第51条</u>第1項により転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図(以下「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>第52条</u>第1項第3号で調査した登記名義人の氏名等</p> <p>(略)</p> <p><u>第59条</u> <u>第52条</u>から<u>第55条</u>までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式3-2、3-3)建物の登記記録調査表(様式3-4、3-5)、権利者調査表(様式3-6、3-7)、共有者調書(様式3-8)、及び戸籍簿等調査表(様式3-9)に所定の事項を記載するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 墓地管理者等の調査表は、<u>第56条</u>の調査結果を基に改葬等要領により作成するものとする。</p> <p>4 土地利用履歴等の調査表は、<u>第57条</u>の結果を基に土地利用履歴要領により作成するものとする。</p> <p><u>第60条</u> (略)</p> <p><u>第61条</u> (略)</p> <p>3 前条の打合せの結果、<u>第58条</u>により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局等の長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から<u>第65条</u>第2項に準じた同意を得るものとする。</p>	<p><u>第48条～第56条</u> (略)</p> <p><u>第57条</u> <u>第50条</u>第1項により転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図(以下「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>第51条</u>第1項第3号で調査した登記名義人の氏名等</p> <p>(略)</p> <p><u>第58条</u> <u>第51条</u>から<u>第54条</u>までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式3-2、3-3)建物の登記記録調査表(様式3-4、3-5)、権利者調査表(様式3-6、3-7)、共有者調書(様式3-8)、及び戸籍簿等調査表(様式3-9)に所定の事項を記載するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 墓地管理者等の調査表は、<u>第55条</u>の調査結果を基に改葬等要領により作成するものとする。</p> <p>4 土地利用履歴等の調査表は、<u>第56条</u>の結果を基に土地利用履歴要領により作成するものとする。</p> <p><u>第59条</u> (略)</p> <p><u>第60条</u> (略)</p> <p>3 前条の打合せの結果、<u>第57条</u>により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局等の長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から<u>第64条</u>第2項に準じた同意を得るものとする。</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>第62条</u> (略)</p> <p><u>第63条</u> 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を<u>第52条</u>から<u>第56条</u>までの調査結果を基に作成するものとする。 (略)</p> <p><u>第64条</u> (略)</p> <p><u>第65条</u> (略) (2) 境界点が表示されていないため、<u>第51条</u>の転写地図及び各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行う。～ (略)</p> <p><u>第66条～第71条</u> (略)</p> <p><u>(区分地上権設定範囲図の作成)</u></p> <p><u>第72条</u> <u>区分地上権設定範囲図の作成は、区分地上権設定図(用地平面図)と縦断図等を合成した図面を作成し、区分地上権設定の対象となる土地ごとに区分地上権設定範囲(上下範囲)及び土地の利用が妨げられる程度を算出するほか、監督員が指示する事項を記入するものとする。</u></p> <p><u>第73条～第76条</u> (略)</p>	<p><u>第61条</u> (略)</p> <p><u>第62条</u> 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を<u>第51条</u>から<u>第55条</u>までの調査結果を基に作成するものとする。 (略)</p> <p><u>第63条</u> (略)</p> <p><u>第64条</u> (略) (2) 境界点が表示されていないため、<u>第50条</u>の転写地図及び各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行う。～ (略)</p> <p><u>第65条～第70条</u> (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>第71条～第74条</u> (略)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>第77条</u> 受注者は、<u>第75条</u>で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、監督員と協議し、指示を受けなければならない。</p>	<p><u>第75条</u> 受注者は、<u>第73条</u>で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、監督員と協議し、指示を受けなければならない。</p>
<p><u>第78条～第92条</u> (略)</p>	<p><u>第76条～第90条</u> (略)</p>
<p><u>第93条</u> 法令に基づく施設改善の調査書は、<u>第81条</u>の調査結果を基に調査書を作成するものとする。 (略)</p>	<p><u>第91条</u> 法令に基づく施設改善の調査書は、<u>第79条</u>の調査結果を基に調査書を作成するものとする。 (略)</p>
<p><u>第94条</u> 木造建物の図面及び調査書は、<u>第82条</u>の調査結果を基に作成するものとする。 (略)</p>	<p><u>第92条</u> 木造建物の図面及び調査書は、<u>第80条</u>の調査結果を基に作成するものとする。 (略)</p>
<p><u>第95条</u> 木造特殊建物の図面及び調査書は、<u>第83条</u>の調査結果を基に作成するものとする。 (略)</p>	<p><u>第93条</u> 木造特殊建物の図面及び調査書は、<u>第81条</u>の調査結果を基に作成するものとする。 (略)</p>
<p><u>第96条</u> 非木造建物〔I〕の図面及び調査書は、<u>第84条</u>第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。 2 非木造建物〔II〕の図面及び調査書は、<u>第84条</u>第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。</p>	<p><u>第94条</u> 非木造建物〔I〕の図面及び調査書は、<u>第82条</u>第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。 2 非木造建物〔II〕の図面及び調査書は、<u>第82条</u>第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。</p>
<p><u>第97条</u> 機械設備の図面及び調査書は、<u>第85条</u>の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする</p>	<p><u>第95条</u> 機械設備の図面及び調査書は、<u>第83条</u>の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする</p>
<p><u>第98条</u> 生産設備の図面及び調査書は、<u>第86条</u>の調査結果を基に作成するものとする。 (略)</p>	<p><u>第96条</u> 生産設備の図面及び調査書は、<u>第84条</u>の調査結果を基に作成するものとする。 (略)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>第99条 附帯工作物の図面及び調査書は、第87条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。</p>	<p>第97条 附帯工作物の図面及び調査書は、第85条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。</p>
<p>第100条 庭園の調査書は、第88条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。</p>	<p>第98条 庭園の調査書は、第86条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。</p>
<p>第101条 墳墓の図面及び調査書は、第89条の調査結果を基に改葬等要領により作成するものとする。</p>	<p>第99条 墳墓の図面及び調査書は、第87条の調査結果を基に改葬等要領により作成するものとする。</p>
<p>第102条 立竹木等の図面及び調査書は、第90条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。 (略)</p>	<p>第100条 立竹木等の図面及び調査書は、第88条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。 (略)</p>
<p>第103条 石綿の図面及び調査書は、第91条の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。</p>	<p>第101条 石綿の図面及び調査書は、第89条の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。</p>
<p>第104条 (略)</p>	<p>第102条 (略)</p>
<p>第105条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第93条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。</p>	<p>第103条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第91条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>第106条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第94条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔I〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p>	<p>第104条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第92条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔I〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p>
<p>～ (略)</p>	<p>～ (略)</p>
<p>第107条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第95条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。～</p>	<p>第105条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第93条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。～</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第108条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第96条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔I〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。～</p>	<p>第106条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第94条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔I〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。～</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第109条 第104条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第104条第1項の検討を行った場合は、監督員と協議するものとする。 2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第104条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。</p>	<p>第107条 第102条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第102条第1項の検討を行った場合は、監督員と協議するものとする。 2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第102条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第110条 機械設備の補償額の算定は、第97条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。</p>	<p>第108条 機械設備の補償額の算定は、第95条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>第111条</u> 生産設備の補償額の算定は、<u>第98条</u>で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。 (略)</p> <p><u>第112条</u> 附帯工作物の補償額の算定は、<u>第99条</u>で作成した資料を基に当該附帯工作物の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。</p> <p><u>第113条</u> 庭園の補償額の算定は、<u>第100条</u>で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。</p> <p><u>第114条</u> 墳墓の補償額の算定は、<u>第101条</u>で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討した上で、改葬等要領により行うものとする。</p> <p><u>第115条</u> 立竹木の補償額の算定は、<u>第102条</u>で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、東北地区用地対策連絡会が定めた補償金算定標準書〔IV〕立木編の各算定要領等により行うものとする。</p> <p><u>第116条～117条</u> (略)</p> <p><u>第118条</u> (略) <u>3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。</u></p> <p><u>第119条</u> (略)</p>	<p><u>第109条</u> 生産設備の補償額の算定は、<u>第96条</u>で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。 (略)</p> <p><u>第110条</u> 附帯工作物の補償額の算定は、<u>第97条</u>で作成した資料を基に当該附帯工作物の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。</p> <p><u>第111条</u> 庭園の補償額の算定は、<u>第98条</u>で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。</p> <p><u>第112条</u> 墳墓の補償額の算定は、<u>第99条</u>で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討した上で、改葬等要領により行うものとする。</p> <p><u>第113条</u> 立竹木の補償額の算定は、<u>第100条</u>で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、東北地区用地対策連絡会が定めた補償金算定標準書〔IV〕立木編の各算定要領等により行うものとする。</p> <p><u>第114条～115条</u> (略)</p> <p><u>第116条</u> (略) <u>(新規)</u></p> <p><u>第117条</u> (略)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>第120条</u> 営業に関する調査書は、<u>第117条</u>の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。</p> <p>2 居住者等に関する調査書は、<u>第118条</u>の調査結果を基に居住者調査表（様式7-5-1、7-5-2）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p><u>第121条</u> （略）</p> <p>2 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。<u>営業に関する補償額の算定は、監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</u></p> <p><u>第122条</u> （略）</p> <p><u>第123条</u> （略）</p> <p><u>(17) 適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u></p> <p><u>(18) 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u></p> <p><u>(19) その他の資料</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第124条～第127条</u> （略）</p> <p><u>第128条</u> 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、<u>第82条</u>から<u>第84条</u>までに準ずる方法により行うものとする。～</p> <p>(略)</p>	<p><u>第118条</u> 営業に関する調査書は、<u>第115条</u>の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。</p> <p>2 居住者等に関する調査書は、<u>第116条</u>の調査結果を基に居住者調査表（様式7-5-1、7-5-2）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p><u>第119条</u> （略）</p> <p>2 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。<u>(新規)</u></p> <p><u>第120条</u> （略）</p> <p><u>第121条</u> （略）</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(17) その他の資料</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第122条～第125条</u> （略）</p> <p><u>第126条</u> 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、<u>第80条</u>から<u>第82条</u>までに準ずる方法により行うものとする。～</p> <p>(略)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>第129条</u> 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、<u>第126条</u>及び<u>第127条</u>の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、<u>第85条</u>から<u>第87条</u>までに準ずる方法により行うものとする。～（略）</p> <p><u>第130条</u> 企業内容等の調査書は、<u>第126条</u>の調査結果を基に企業概要書（様式9-1）を用いて、作成するものとする。</p> <p><u>第131条</u> 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、<u>第127条</u>の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。～ （略）</p> <p><u>第132条</u> （略）</p> <p><u>第133条</u> 予備調査に係る工場等の移転計画案は、<u>第126条</u>から<u>第129条</u>までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。 ～ （略）</p> <p><u>第134条</u> 前条で作成する移転計画案（2又は3案）の補償概算額の算定は、<u>第130条</u>から<u>第133条</u>までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。</p> <p><u>第135条</u> （略）</p>	<p><u>第127条</u> 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、<u>第124条</u>及び<u>第125条</u>の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、<u>第83条</u>から<u>第85条</u>までに準ずる方法により行うものとする。～（略）</p> <p><u>第128条</u> 企業内容等の調査書は、<u>第124条</u>の調査結果を基に企業概要書（様式9-1）を用いて、作成するものとする。</p> <p><u>第129条</u> 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、<u>第125条</u>の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。～ （略）</p> <p><u>第130条</u> （略）</p> <p><u>第131条</u> 予備調査に係る工場等の移転計画案は、<u>第124条</u>から<u>第127条</u>までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。 ～ （略）</p> <p><u>第132条</u> 前条で作成する移転計画案（2又は3案）の補償概算額の算定は、<u>第128条</u>から<u>第131条</u>までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。</p> <p><u>第133条</u> （略）</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>第136条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第130条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。</p>	<p>第134条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第128条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第137条 規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第127条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。</p>	<p>第135条 規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第125条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第138条 企業内容等の調査書は、第136条の調査結果を基に企業概要書（様式9-1）を用いて、作成するものとする。</p>	<p>第136条 企業内容等の調査書は、第134条の調査結果を基に企業概要書（様式9-1）を用いて、作成するものとする。</p>
<p>第138条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第137条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。～</p>	<p>第136条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第135条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。～</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第139条 大規模工場等の移転工法案は、第80条から第88条まで、第90条、第136条及び第137条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。～</p>	<p>第137条 大規模工場等の移転工法案は、第78条から第86条まで、第88条、第134条及び第135条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。～</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>第 140 条～第 146 条</u> (略)</p> <p><u>第 147 条</u> 標準地の評価は、前 2 条で作成した資料を基に<u>第 144 条</u>に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。 (略)</p> <p><u>第 148 条</u> (略)</p> <p><u>第 149 条</u> 補償説明とは、<u>土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明</u>を行うことをいう。<u>ただし、補償説明には、土地調書（共通仕様書様式 4-3）及び物件調書（共通仕様書様式 18-1）並びに用地事務取扱要領（昭和 58 年 4 月 10 日付け農地林務部長通知）第 49 条により作成する契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含めないものとする。</u></p> <p><u>第 150 条</u> 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から、<u>当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受け、概況を把握する</u>ものとする。</p> <p><u>2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に補償説明の対象となる権利者等に対し、面接等により補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</u></p>	<p><u>第 138 条～第 144 条</u> (略)</p> <p><u>第 145 条</u> 標準地の評価は、前 2 条で作成した資料を基に<u>第 142 条</u>に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。 (略)</p> <p><u>第 146 条</u> (略)</p> <p><u>第 147 条</u> 補償説明とは、<u>権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明</u>を行うことをいう。 <u>（新規）</u></p> <p><u>第 148 条</u> 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から<u>当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受ける</u>ものとする。 <u>（新規）</u></p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>第151条 <u>権利者等</u>に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、<u>これらの業務</u>が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。</p> <p>(1) 当該区域全体及び<u>権利者等</u>ごとの処理方針の検討</p> <p>(2) <u>権利者等</u>ごとの<u>補償説明に係る事項</u>の整理</p> <p>(3) <u>権利者等</u>に対する説明用資料の作成</p> <p>第152条 <u>権利者等</u>に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) <u>権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること。</u></p> <p>(2) <u>権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。</u></p> <p>2 <u>権利者等</u>に対しては、前条において作成した説明用資料を基に<u>補償説明</u>の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p>第153条 (略)</p> <p>第154条 受注者は、補償説明の現状及び<u>権利者等</u>ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>当該権利者等に係る補償説明のすべて</u>について<u>権利者等の理解</u>が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。</p> <p>3 受注者は、<u>権利者等</u>が説明を受け付けない、<u>又は</u>当該事業計画、<u>補償説明若しくは</u>その他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p>	<p>第149条 <u>権利者</u>に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、<u>これら業務</u>が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。</p> <p>(1) 当該区域全体及び<u>権利者</u>ごとの処理方針の検討</p> <p>(2) <u>権利者</u>ごとの<u>補償内容等</u>の整理</p> <p>(3) <u>権利者</u>に対する説明用資料の作成</p> <p>第150条 <u>権利者</u>に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) <u>(新規) 2名以上の者を一組として権利者と面接すること (新規)</u></p> <p>(2) <u>権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと</u></p> <p>2 <u>権利者</u>に対しては、前条において作成した説明用資料を基に<u>補償内容等</u>の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p>第151条 (略)</p> <p>第152条 受注者は、補償説明の現状及び<u>権利者</u>ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>当該権利者に係る補償内容等の全て</u>について<u>権利者の理解</u>が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。</p> <p>3 受注者は、<u>権利者</u>が説明を受け付けない<u>若しくは</u>当該事業計画、<u>補償内容等</u><u>又は</u>その他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>第155条～第159条</u> (略)</p> <p><u>第160条</u> 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る<u>費用負担の有無</u>、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p> <p><u>第161条</u> 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から、<u>当該事業の計画概要</u>、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、<u>権利者ごとの費用負担の内容、実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受け、概況を把握する</u>ものとする。</p> <p><u>2 受注者は、現地踏査及び現況ヒアリングを行った後に補償説明の対象となる権利者等に対し、面接等により補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</u></p>	<p><u>第153条～第157条</u> (略)</p> <p><u>第158条</u> 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る<u>(新規)</u>費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p> <p><u>第159条</u> 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から<u>当該工事の内容</u>、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、<u>費用負担の内容、各権利者の実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受ける</u>ものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>第162条</u> 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、<u>監督員の指示により</u>、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>第163条</u> 権利者に対する説明は、<u>監督員の指示により</u>、次の各号に<u>掲げる業務を行うもの</u>とする。</p> <p>(1) <u>権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第164条</u> 受注者は、権利者と<u>面接等により</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式13-1）に記載するものとする。</p> <p><u>第165条～第174条</u> (略)</p> <p><u>第175条</u> 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、<u>第173条</u>の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。～</p> <p>(略)</p> <p><u>第176条～第193条</u> (略)</p>	<p><u>第160条</u> 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、<u>(新規)</u> 次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>第161条</u> 権利者に対する説明は、<u>(新規)</u> 次の各号に<u>より</u>行うものとする。</p> <p>(1) <u>(新規)</u> 2名以上の者を一組として<u>権利者と面接すること</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第162条</u> 受注者は、権利者と<u>面接し</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式13-1）に記載するものとする。</p> <p><u>第163条～第172条</u> (略)</p> <p><u>第173条</u> 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、<u>第170条</u>の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。～</p> <p>(略)</p> <p><u>第174条～第191条</u> (略)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>第194条</u> 登記所備付け地図の転写は<u>第52条</u>を、土地の登記記録の調査は<u>第53条</u>を、権利者の確認調査は<u>第55条</u>をそれぞれ準用するものとし、当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。</p> <p><u>第195条～第196条</u> (略)</p> <p><u>第197条</u> <u>第191条</u>から<u>第195条</u>までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票(様式22-1、22-2)に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。 (略)</p> <p><u>第198条～第199条</u> (略)</p>	<p><u>第192条</u> 登記所備付け地図の転写は<u>第50条</u>を、土地の登記記録の調査は<u>第51条</u>を、権利者の確認調査は<u>第53条</u>をそれぞれ準用するものとし、当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。</p> <p><u>第193条～第194条</u> (略)</p> <p><u>第195条</u> <u>第189条</u>から<u>第193条</u>までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票(様式22-1、22-2)に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。 (略)</p> <p><u>第196条～第197条</u> (略)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新				旧			
用地調査等業務共通仕様書の様式一覧				用地調査等業務共通仕様書の様式一覧			
用地調査等業務共通仕様書の様式一覧				用地調査等業務共通仕様書の様式一覧			
章	様式番号	様式名	共通仕様書関係条文	章	様式番号	様式名	共通仕様書関係条文
1	1-1	委託業務着手届	13条	1	1-1	委託業務着手届	13条
1	1-2	作業工程表	13条	1	1-2	作業工程表	13条
1	1-3	主任技術者・照査技術者通知書	10条、11条、13条	1	1-3	主任技術者・照査技術者通知書	10条、11条、13条
1	1-4	主任技術者経歴書	10条	1	1-4	主任技術者経歴書	10条
1	1-5	照査技術者経歴書	11条	1	1-5	照査技術者経歴書	11条
1	1-6	主任技術者変更通知書（又は、照査技術者変更通知書）	10条、11条	1	1-6	主任技術者変更通知書（又は、照査技術者変更通知書）	10条、11条
1	1-7	業務打合せ簿	9条、14条、15条等	1	1-7	業務打合せ簿	9条、14条、15条等
1	1-8	確認書	9条	1	1-8	確認書	9条
1	1-9	支給材料受領書	8条	1	1-9	支給材料受領書	8条
1	1-10	支給材料精算（返納）書	8条	1	1-10	支給材料精算（返納）書	8条
1	1-11-1	資料貸与通知書	16条	1	1-11-1	資料貸与通知書	16条
1	1-11-2	資料受領書	16条	1	1-11-2	資料受領書	16条
1	1-11-3	資料返却書	16条	1	1-11-3	資料返却書	16条
1	1-12	【欠番】		1	1-12	【欠番】	
1	1-13	部分使用同意願	30条	1	1-13	部分使用同意願	30条
1	1-14	部分使用同意書	30条	1	1-14	部分使用同意書	30条
1	1-15	部分使用に係る確認検査結果書	30条	1	1-15	部分使用に係る確認検査結果書	30条
1	1-16	委託業務完了届	13条	1	1-16	委託業務完了届	13条
1	1-17	成果品目録	13条	1	1-17	成果品目録	13条
1	参考1-18	照査報告書	20条	1	参考1-18	照査報告書	20条
1	参考1-19	修補指示書	23条	1	参考1-19	修補指示書	23条
1	1-20	打合せ記録簿	14条	1	1-20	打合せ記録簿	14条
1	1-21	担当技術者届	12条	1	1-21	担当技術者届	12条
1	1-22	担当技術者変更届	12条	1	1-22	担当技術者変更届	12条
1	1-23	障害物伐除等報告書	19条	1	1-23	障害物伐除等報告書	19条
3	3-1	相続関係説明図	54条	3	3-1	相続関係説明図	53条、58条
3	3-2	土地の登記記録調査表（一覧）	59条	3	3-2	土地の登記記録調査表（一覧）	58条
3	3-3	土地の登記記録調査表	59条	3	3-3	土地の登記記録調査表	58条
3	3-4	建物の登記記録調査表（一覧）	59条	3	3-4	建物の登記記録調査表（一覧）	58条
3	3-5	建物の登記記録調査表	59条	3	3-5	建物の登記記録調査表	58条
3	3-6	権利者調査表（土地）	59条	3	3-6	権利者調査表（土地）	58条
3	3-7	権利者調査表（建物）	59条	3	3-7	権利者調査表（建物）	58条
3	3-8	共有者調書	59条	3	3-8	共有者調書	58条
3	3-9	戸籍簿等調査表	59条	3	3-9	戸籍簿等調査表	58条
3	3-10	【欠番】		3	3-10	【欠番】	

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新				旧			
3	3-11	【欠番】		3	3-11	【欠番】	
4	4-1	土地境界確認書	63条	4	4-1	土地境界確認書	64条
4	4-2	境界測量精度管理表	73条	4	4-2	境界測量精度管理表	65条
4	4-3	土地調査書	74条	4	4-3	土地調査書	71条
4	4-4	土地調査表	74条	4	4-4	土地調査表	72条
5	5-1	地積測量図（案）	76条	5	5-1	地積測量図（案）	74条
5	5-2	土地所在図（案）	76条	5	5-2	土地所在図（案）	74条
5	5-3	土地調査書	76条	5	5-3	土地調査書	74条
6	6-1	【欠番】		6	6-1	【欠番】	
6	6-2	【欠番】		6	6-2	【欠番】	
6	6-3	【欠番】		6	6-3	【欠番】	
6	6-4	【欠番】		6	6-4	【欠番】	
6	6-5	立毛調査表	102条	6	6-5	立毛調査表	100条
6	6-6-1	計画概要表（検討資料）	109条、133条、139条	6	6-6-1	計画概要表（検討資料）	107条、131、137条
6	6-6-2	計画概要表	109条、133条、139条	6	6-6-2	計画概要表	107条、131、137条
6	6-7	面積比較表	109条、133条、139条	6	6-7	面積比較表	107条、131、137条
6	6-8	計画概要比較表	133条、139条	6	6-8	計画概要比較表	107条、131、137条
7	7-1	【欠番】		7	7-1	【欠番】	
7	7-2	【欠番】		7	7-2	【欠番】	
7	7-3	【欠番】		7	7-3	【欠番】	
7	7-4	【欠番】		7	7-4	【欠番】	
7	7-5-1	居住者等調査表（自家・家主）	120条	7	7-5-1	居住者等調査表（自家・家主）	118条
7	7-5-2	居住者等調査表（借家・借間）	120条	7	7-5-2	居住者等調査表（借家・借間）	118条
7	7-6	【欠番】		7	7-6	【欠番】	
8	8-1	消費税等調査表	124条	8	8-1	消費税等調査表	122条
9	9-1	企業概要書	130条、138条	9	9-1	企業概要書	128条、136条
10	10-1	移転工法（計画）案検討概要書	133条、139条	10	10-1	移転工法（計画）案検討概要書	131条、137条
10	10-2	移転工法（計画）案の比較表	133条、139条	10	10-2	移転工法（計画）案の比較表	131条、137条
13	13-1	補償説明記録簿	153条、161条	13	13-1	補償説明記録簿	151条、160条
16	16-1	騒音測定結果一覧表	167条	16	16-1	騒音測定結果一覧表	165条
16	16-2	振動測定結果一覧表	167条	16	16-2	振動測定結果一覧表	165条
16	16-3	井戸調査表	167条	16	16-3	井戸調査表	165条
18	18-1	物件調査書	181条	18	18-1	物件調査書	179条
22	22-1	阻害要因等特定調査票（1）	197条	22	22-1	阻害要因等特定調査票（1）	195条
22	22-2	阻害要因等特定調査票（2）	197条	22	22-2	阻害要因等特定調査票（2）	195条

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧																																																																																																																						
<p>様式 8-1</p> <p style="text-align: center;">消費税等調査表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">調査者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">都 町</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">県 市 村 大字</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">調査対象者</td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">県 都 町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名 又 は 法人・代表者名</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">市 村 大字</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">調査対象物件名・用途</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">調査対象物件の資産の区分</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準期間</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前年(個人)又は 前事業年度</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査・ 収集した 資料</td> <td colspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> <u>適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u> <input type="checkbox"/> <u>適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u> <input type="checkbox"/> その他の資料 </td> </tr> </table>			調査者		年月日		都 町						県 市 村 大字						調査対象者	住 所	県 都 町				氏 名 又 は 法人・代表者名	市 村 大字				調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分						<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産				基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日					前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日					調査・ 収集した 資料	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> <u>適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u> <input type="checkbox"/> <u>適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u> <input type="checkbox"/> その他の資料 					<p>様式 8-1</p> <p style="text-align: center;">消費税等調査表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">調査者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">都 町</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">県 市 村 大字</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">調査対象者</td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">県 都 町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名 又 は 法人・代表者名</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">市 村 大字</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">調査対象物件名・用途</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">調査対象物件の資産の区分</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準期間</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前年(個人)又は 前事業年度</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査・ 収集した 資料</td> <td colspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <input type="checkbox"/> その他の資料 </td> </tr> </table>			調査者		年月日		都 町						県 市 村 大字						調査対象者	住 所	県 都 町				氏 名 又 は 法人・代表者名	市 村 大字				調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分						<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産				基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日					前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日					調査・ 収集した 資料	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <input type="checkbox"/> その他の資料 				
		調査者		年月日																																																																																																																			
都 町																																																																																																																							
県 市 村 大字																																																																																																																							
調査対象者	住 所	県 都 町																																																																																																																					
	氏 名 又 は 法人・代表者名	市 村 大字																																																																																																																					
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分																																																																																																																					
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産																																																																																																																					
基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																																																						
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																																																						
調査・ 収集した 資料	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> <u>適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u> <input type="checkbox"/> <u>適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u> <input type="checkbox"/> その他の資料 																																																																																																																						
		調査者		年月日																																																																																																																			
都 町																																																																																																																							
県 市 村 大字																																																																																																																							
調査対象者	住 所	県 都 町																																																																																																																					
	氏 名 又 は 法人・代表者名	市 村 大字																																																																																																																					
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分																																																																																																																					
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産																																																																																																																					
基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																																																						
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																																																						
調査・ 収集した 資料	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <input type="checkbox"/> その他の資料 																																																																																																																						
		<p>注1 本調査表には、表-1、表-2及び表-3を添付すること。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番紙とする。</p>																																																																																																																					

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新		旧	
本 則 課 税 率 業 者 関 係	資 料	前年（個人）又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（特）」 「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書 類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資 産）である場合のみ収集する。	<input type="checkbox"/> 有（下記へ） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の 共用資産へ） <input type="checkbox"/> 無（下記へ）
	補 償 用 課税売上割合	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き） 円 ② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き） 円 ③ 土地買収代金額等 （区分地上権、地役権設定代金を含む） 円	
	補償用課税 売上割合の算出	① 円 ② 円+③ 円	= %
	補償用課税 売上割合の率	補償用課税 売上割合率	<input type="checkbox"/> 9.5%以上である <input type="checkbox"/> 9.5%未満である（下記へ）
	補償用課税 売上高	補償用課税 売上高の額	<input type="checkbox"/> 5億円超えである（下記へ） <input type="checkbox"/> 5億円以下である
	採 用 方 式	前年又は前事業年度の 「消費税及び地方消費 税確定申告書（特）」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している （一括比例配分方式へ） <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している （個別対応方式へ）
	個別対応方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上引にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上引にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）
	個別対応方式 の共用資産	一 部 補 償	消費税相当額×（1－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合） 円×（1－0. ）＝
	一括比例配分 方 式		消費税相当額×（1－補償用課税売上割合） 円×（1－0. ）＝
	注		1 本調査表には、表-1又は表-2を添付すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番紙とする。

(新規)

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>表-1 消費税等相当額補償の要否判断フロー（標準）</p> <p>(注) 1 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。 2 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。 3 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列版横とする。</p>	<p>表-1[※] 消費税等相当額補償の要否判断フロー（標準）</p> <p>注1 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。[※] 2 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。[※] 3 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。[※] 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。[※]</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧																																				
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>表-2</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:50%;"><u>前年（個人）又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」</u></td> <td style="width:40%;"><input type="checkbox"/>有（下記へ） <input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>資 料</u></td> <td><u>「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について</u> <u>※ 本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産である場合のみ収集する。）</u></td> <td><input type="checkbox"/>有（個別対応方式の共用資産へ） <input type="checkbox"/>無（下記へ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>本 則</u></td> <td><u>① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）</u> _____ 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>課 税</u></td> <td><u>② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き）</u> _____ 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>税 事</u></td> <td><u>③ 土地買収代金額等（区分地上権、地役権設定代金を含む）</u> _____ 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>業 者</u></td> <td><u>補償用課税売上割合の算出</u> ① _____ 円 ② _____ 円 + ③ _____ 円</td> <td>= _____ %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>係 数</u></td> <td><u>補償用課税売上割合の率</u></td> <td><input type="checkbox"/> 9.5%以上である <input type="checkbox"/> 9.5%未満である（下記へ）</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>補償用課税売上高の額</u></td> <td><input type="checkbox"/> 5億円超えである（下記へ） <input type="checkbox"/> 5億円以下である</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>採用方式</u></td> <td><input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している（一括比例配分方式へ） <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している（個別対応方式へ）</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>個別対応方式</u></td> <td><input type="checkbox"/> イ 課税売上上のみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上上のみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>個別対応方式の共用資産</u></td> <td><u>消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合)</u> _____ 円 × (1 - 0. _____) = _____</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>一括比例配分方式</u></td> <td><u>消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合)</u> _____ 円 × (1 - 0. _____) = _____</td> </tr> </table> <p><u>注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番紙とする。</u></p>		<u>前年（個人）又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」</u>	<input type="checkbox"/> 有（下記へ） <input type="checkbox"/> 無	<u>資 料</u>	<u>「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について</u> <u>※ 本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産である場合のみ収集する。）</u>	<input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の共用資産へ） <input type="checkbox"/> 無（下記へ）	<u>本 則</u>	<u>① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）</u> _____ 円		<u>課 税</u>	<u>② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き）</u> _____ 円		<u>税 事</u>	<u>③ 土地買収代金額等（区分地上権、地役権設定代金を含む）</u> _____ 円		<u>業 者</u>	<u>補償用課税売上割合の算出</u> ① _____ 円 ② _____ 円 + ③ _____ 円	= _____ %	<u>係 数</u>	<u>補償用課税売上割合の率</u>	<input type="checkbox"/> 9.5%以上である <input type="checkbox"/> 9.5%未満である（下記へ）		<u>補償用課税売上高の額</u>	<input type="checkbox"/> 5億円超えである（下記へ） <input type="checkbox"/> 5億円以下である		<u>採用方式</u>	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している（一括比例配分方式へ） <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している（個別対応方式へ）		<u>個別対応方式</u>	<input type="checkbox"/> イ 課税売上上のみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上上のみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）		<u>個別対応方式の共用資産</u>	<u>消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合)</u> _____ 円 × (1 - 0. _____) = _____		<u>一括比例配分方式</u>	<u>消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合)</u> _____ 円 × (1 - 0. _____) = _____
	<u>前年（個人）又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」</u>	<input type="checkbox"/> 有（下記へ） <input type="checkbox"/> 無																																			
<u>資 料</u>	<u>「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について</u> <u>※ 本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産である場合のみ収集する。）</u>	<input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の共用資産へ） <input type="checkbox"/> 無（下記へ）																																			
<u>本 則</u>	<u>① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）</u> _____ 円																																				
<u>課 税</u>	<u>② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き）</u> _____ 円																																				
<u>税 事</u>	<u>③ 土地買収代金額等（区分地上権、地役権設定代金を含む）</u> _____ 円																																				
<u>業 者</u>	<u>補償用課税売上割合の算出</u> ① _____ 円 ② _____ 円 + ③ _____ 円	= _____ %																																			
<u>係 数</u>	<u>補償用課税売上割合の率</u>	<input type="checkbox"/> 9.5%以上である <input type="checkbox"/> 9.5%未満である（下記へ）																																			
	<u>補償用課税売上高の額</u>	<input type="checkbox"/> 5億円超えである（下記へ） <input type="checkbox"/> 5億円以下である																																			
	<u>採用方式</u>	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している（一括比例配分方式へ） <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している（個別対応方式へ）																																			
	<u>個別対応方式</u>	<input type="checkbox"/> イ 課税売上上のみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上上のみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）																																			
	<u>個別対応方式の共用資産</u>	<u>消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合)</u> _____ 円 × (1 - 0. _____) = _____																																			
	<u>一括比例配分方式</u>	<u>消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合)</u> _____ 円 × (1 - 0. _____) = _____																																			

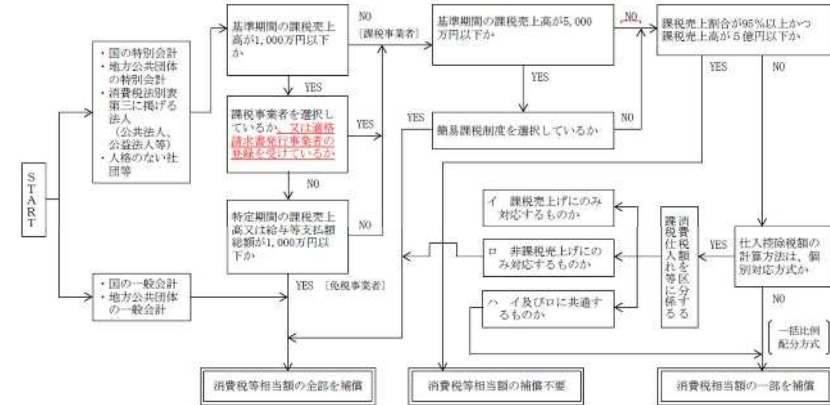
福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

旧

表-2

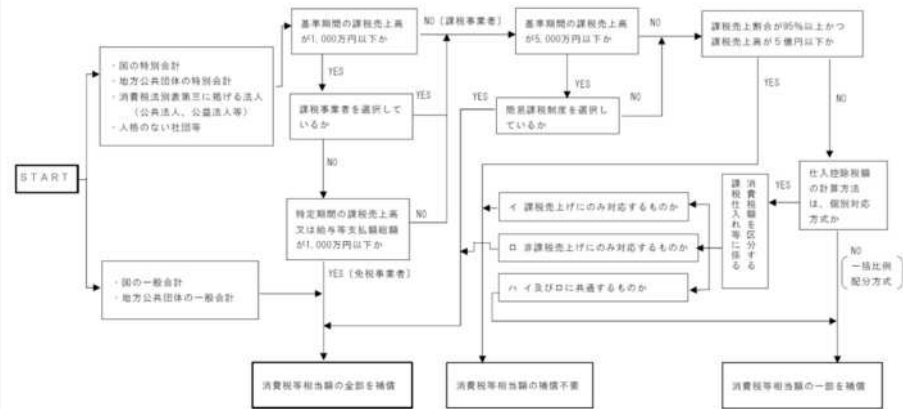
消費税等相当額補償の要否判断フロー
(国若しくは地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等の場合)



- (注) 1 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税等相当額をいう。
 2 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 3 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が5%を超える場合には、仕入控除税額が調整される。したがって、調整が行われる場合は、その調整される部分の消費税等相当額の補償が必要となる。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

表-3

消費税等相当額補償の要否判断フロー
(国若しくは地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等の場合)



- 注 1 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 2 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 3 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が5%を超える場合には、仕入控除税額が調整される。したがって、調整が行われる場合は、その調整される部分の消費税等相当額の補償が必要となる。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>別記4 用地実測図及び平面図表示記号 <u>(第71条)</u></p>	<p>別記4 用地実測図及び平面図表示記号 <u>(第70条)</u></p>
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>
<p>別記7 騒音調査要領 <u>(第167条)</u></p>	<p>別記7 騒音調査要領 <u>(第164条)</u></p>
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>
<p>別記8 事業認定申請図書等作成要領 <u>(第173条、178条、180条)</u></p>	<p>別記8 事業認定申請図書等作成要領 <u>(第170条、175条、177条)</u></p>
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>
<p>別記9 保安林解除等申請図書作成要領 <u>(第185条)</u></p>	<p>別記9 保安林解除等申請図書作成要領 <u>(第182条)</u></p>
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>
<p>別記10 内水面漁業権等調査検討要領 <u>(第190条)</u></p>	<p>別記10 内水面漁業権等調査検討要領 <u>(第187条)</u></p>
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>

「福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領」 新旧対照表

新	旧
<p>2-3 消費税等相当額 <u>消費税等相当額は、測量業務価格に<u>対する消費税等相当額である。</u></u></p> <hr/> <p><u>3-1 測量業務費の積算方式</u> (略)</p> <p><u>3-2 消費税等相当額</u> <u>消費税等相当額は、測量業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を計上するものとする。</u> <u>この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。</u> <u>消費税等相当額＝測量業務価格×消費税等税率</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2 (略) 1 (略) 2 (略) 2-1 (略) (1) (略) (2) (略) ① (略) ②直接経費 旅費交通費は、用地調査の実施に必要な旅費、交通費であり、「福島県旅費条例」及び「農業農村整備事業・森林土木事業における調査・測量・設計の旅費交通費について（平成27年10月29日付け27農第1841号農林技術課長通知）」に準じて算定する。 ③ (略) 2-2 <u>その他原価</u> <u>その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）<u>で構成する。</u></u> <u>なお、特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要な経費を含むものである。</u></p>	<p>2-3 消費税等相当額 <u>消費税等相当額は、測量業務価格に<u>消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を計上するものとする。</u></u> <u>この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。</u> <u>消費税等相当額＝測量業務価格×消費税等税率</u></p> <p><u>3 測量業務費の積算方式</u> (略) <u>(新設)</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2 (略) 1 (略) 2 (略) 2-1 (略) (1) (略) (2) (略) ① (略) ②直接経費 旅費交通費は、用地調査の実施に必要な旅費、交通費であり、「福島県旅費条例」及び「農業農村整備事業・森林土木事業における調査・測量・設計の旅費交通費について（平成15年3月24日付け15農検第51号農林水産部長通知）」に準じて算定する。 ③ (略) 2-2 _____ <u>その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）<u>からなる。</u></u></p> <hr/>

「福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領」 新旧対照表

新	旧
<p>(1) 間接原価 間接原価は、<u>業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用である。</u></p> <p>2-3 一般管理費等 <u>一般管理費等は、業務処理に必要な建設</u>コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費で、<u>一般管理費及び付加利益で構成する。</u></p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該用地調査<u>業務</u>を実施する<u>建設</u>コンサルタント等の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、<u>当該</u>用地調査業務を実施する<u>建設コンサルタント等</u>を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。</p> <p><u>3 消費税等相当額</u> <u>消費税等相当額は、調査業務価格に対する消費税等相当額である。</u></p> <p><u>4 用地調査業務費の積算</u> (1) <u>用地調査業務費の積算方式</u> <u>建設コンサルタント等を対象とする場合の用地調査業務費は、次の積算方式により積算する。</u> <u>用地調査業務費 = (用地調査業務価格) + (消費税等相当額)</u> <u>= { (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)</u> <u>+ (一般管理費等) } × { 1 + (消費税等税率) }</u></p>	<p>(1) 間接原価 間接原価は、<u>_____</u>の経費とする。 当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。</p> <p>2-3 一般管理費等 <u>_____業務を処理する_____</u>コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費。<u>一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</u></p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該用地調査<u>_____</u>を実施する<u>_____</u>コンサルタント等の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、<u>_____</u>用地調査業務を実施する<u>企業_____</u>を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 _____調査業務費の積算</u> (1) <u>調査業務費の積算方式</u> <u>_____調査業務費は、次の積算方式により積算する。</u> <u>_____調査業務費 = _____業務価格 + _____消費税等相当額</u> <u>= (直接人件費 + 直接経費 + その他原価</u> <u>+ _____一般管理費等) × (1 + _____消費税等税率)</u></p>

「福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領」 新旧対照表

新	旧
<p>(2) (略)</p> <p>①② (略)</p> <p>③ その他原価 その他原価は、<u>次の式</u>により算定した額の範囲内とする。 その他原価 = <u>(直接人件費)</u> × α / (1 - α) (略)</p> <p>④ 一般管理費等 一般管理費等は、<u>次の式</u>により算定した額の範囲内とする。 一般管理費等 = <u>(業務原価)</u> × β / (1 - β) (略)</p> <p>⑤ 消費税等相当額 (略) 消費税等相当額 = <u>[{(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)} + (一般管理費等)] × (消費税等税率)</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>用地調査</u>業務価格の端数処理 (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>別表 - 1 ～ 2 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>①② (略)</p> <p>③ その他原価 その他原価は<u>次式</u>により算定した額の範囲内とする。 その他原価 = <u>直接人件費</u> × α / (1 - α) (略)</p> <p>④ 一般管理費等 一般管理費等は<u>次式</u>により算定した額の範囲内とする。 一般管理費等 = <u>業務原価</u> × β / (1 - β) (略)</p> <p>⑤ 消費税等相当額 (略) 消費税等相当額 = <u> (直接人件費 + 直接経費 + その他原価 + 一般管理費等) × 消費税等税率</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>業務価格</u>の端数処理 (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>別表 - 1 ～ 2 (略)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新 別記(Ⅲ) 標準歩掛	旧 別記(Ⅲ) 標準歩掛																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 用地測量変化率</p> <p>変化率適用表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>業 別</th> <th>地 域</th> <th>縮 尺</th> <th>工 程</th> <th>業 別</th> <th>地 域</th> <th>縮 尺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業計画</td> <td>内</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>境界測量</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>現地踏査</td> <td>外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>用地現況測量</td> <td>内外</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>地図等転写</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>用地境界仮杭設置</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>転写連続図作成</td> <td>内</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>用地境界杭設置</td> <td>内外</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>地積測量図転写</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>境界点間測量</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>土地の登記記録調査</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>面積計算</td> <td>内</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>建物の登記記録調査</td> <td>内外</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>用地実測図作成</td> <td>内</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>権利者確認調査(当初)</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>用地平面図作成</td> <td>内</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>権利者確認調査(追跡)</td> <td>内外</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>区分地上権設定範囲図の作成</td> <td>内</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>境界確認</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>土地調書作成</td> <td>内</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>土地境界確認書作成</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>地積測量図作成</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>復元測量</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>不動産調査報告書作成</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>補助基準点設置</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 打合せ協議</p> <p>(4) 打合せ協議 作業打合せにおける打合せ1回当たりの標準配置人員</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">打合せ時期</th> <th colspan="3">職 種</th> </tr> <tr> <th>測量主任技師</th> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>最終</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 打合せ回数は、着手前、中間(1回)及び最終の3回を標準とする。 2. 本標準配置人員は、現場条件及び作業内容等により必要に応じて適宜増減することができる。 3. 打合せ日数、打合せ回数は、現場条件及び作業内容等により決定する。 4. 打合せ当日以外の旅行日数は、必要に応じて別途計上する。 5. 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難い場合は0.5日単位で計上する。</p>	工 程	業 別	地 域	縮 尺	工 程	業 別	地 域	縮 尺	作業計画	内	×	×	境界測量	内外	○	×	現地踏査	外	○	×	用地現況測量	内外	×	×	地図等転写	内外	○	×	用地境界仮杭設置	内外	○	×	転写連続図作成	内	×	×	用地境界杭設置	内外	×	×	地積測量図転写	内外	○	×	境界点間測量	内外	○	×	土地の登記記録調査	内外	○	×	面積計算	内	○	×	建物の登記記録調査	内外	×	×	用地実測図作成	内	×	○	権利者確認調査(当初)	内外	○	×	用地平面図作成	内	×	○	権利者確認調査(追跡)	内外	×	×	区分地上権設定範囲図の作成	内	×	×	境界確認	内外	○	×	土地調書作成	内	○	×	土地境界確認書作成	内外	○	×	地積測量図作成	内外	○	×	復元測量	内外	○	×	不動産調査報告書作成	内外	○	×	補助基準点設置	内外	○	×					打合せ時期	職 種			測量主任技師	測量技師	測量技師補	着手前	1	1		中間	1		1	最終	1	1		<p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 用地測量変化率</p> <p>変化率適用表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>業 別</th> <th>地 域</th> <th>縮 尺</th> <th>工 程</th> <th>業 別</th> <th>地 域</th> <th>縮 尺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業計画</td> <td>内</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>補助基準点設置</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>現地踏査</td> <td>外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>境界測量</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>地図等転写</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>用地現況測量</td> <td>内外</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>転写連続図作成</td> <td>内</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>用地境界仮杭設置</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>地積測量図転写</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>用地境界杭設置</td> <td>内外</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>土地の登記記録調査</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>境界点間測量</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>建物の登記記録調査</td> <td>内外</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>面積計算</td> <td>内</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>権利者確認調査(当初)</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>用地実測図作成</td> <td>内</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>権利者確認調査(追跡)</td> <td>内外</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>用地平面図作成</td> <td>内</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>境界確認</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>土地調書作成</td> <td>内</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>土地境界確認書作成</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>地積測量図作成</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>復元測量</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>不動産調査報告書作成</td> <td>内外</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 打合せ協議</p> <p>(新規)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>打合せ協議</th> <th>測量主任技師</th> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手時前</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間打合せ</td> <td></td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>成果品納入時</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p>	工 程	業 別	地 域	縮 尺	工 程	業 別	地 域	縮 尺	作業計画	内	×	×	補助基準点設置	内外	○	×	現地踏査	外	○	×	境界測量	内外	○	×	地図等転写	内外	○	×	用地現況測量	内外	×	×	転写連続図作成	内	×	×	用地境界仮杭設置	内外	○	×	地積測量図転写	内外	○	×	用地境界杭設置	内外	×	×	土地の登記記録調査	内外	○	×	境界点間測量	内外	○	×	建物の登記記録調査	内外	×	×	面積計算	内	○	×	権利者確認調査(当初)	内外	○	×	用地実測図作成	内	×	○	権利者確認調査(追跡)	内外	×	×	用地平面図作成	内	×	○	境界確認	内外	○	×	土地調書作成	内	○	×	土地境界確認書作成	内外	○	×	地積測量図作成	内外	○	×	復元測量	内外	○	×	不動産調査報告書作成	内外	○	×	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)					打合せ協議	測量主任技師	測量技師	測量技師補	着手時前	0.5	0.5		中間打合せ		0.5	0.5	成果品納入時	0.5	0.5	
工 程	業 別	地 域	縮 尺	工 程	業 別	地 域	縮 尺																																																																																																																																																																																																																																																													
作業計画	内	×	×	境界測量	内外	○	×																																																																																																																																																																																																																																																													
現地踏査	外	○	×	用地現況測量	内外	×	×																																																																																																																																																																																																																																																													
地図等転写	内外	○	×	用地境界仮杭設置	内外	○	×																																																																																																																																																																																																																																																													
転写連続図作成	内	×	×	用地境界杭設置	内外	×	×																																																																																																																																																																																																																																																													
地積測量図転写	内外	○	×	境界点間測量	内外	○	×																																																																																																																																																																																																																																																													
土地の登記記録調査	内外	○	×	面積計算	内	○	×																																																																																																																																																																																																																																																													
建物の登記記録調査	内外	×	×	用地実測図作成	内	×	○																																																																																																																																																																																																																																																													
権利者確認調査(当初)	内外	○	×	用地平面図作成	内	×	○																																																																																																																																																																																																																																																													
権利者確認調査(追跡)	内外	×	×	区分地上権設定範囲図の作成	内	×	×																																																																																																																																																																																																																																																													
境界確認	内外	○	×	土地調書作成	内	○	×																																																																																																																																																																																																																																																													
土地境界確認書作成	内外	○	×	地積測量図作成	内外	○	×																																																																																																																																																																																																																																																													
復元測量	内外	○	×	不動産調査報告書作成	内外	○	×																																																																																																																																																																																																																																																													
補助基準点設置	内外	○	×																																																																																																																																																																																																																																																																	
打合せ時期	職 種																																																																																																																																																																																																																																																																			
	測量主任技師	測量技師	測量技師補																																																																																																																																																																																																																																																																	
着手前	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																		
中間	1		1																																																																																																																																																																																																																																																																	
最終	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																		
工 程	業 別	地 域	縮 尺	工 程	業 別	地 域	縮 尺																																																																																																																																																																																																																																																													
作業計画	内	×	×	補助基準点設置	内外	○	×																																																																																																																																																																																																																																																													
現地踏査	外	○	×	境界測量	内外	○	×																																																																																																																																																																																																																																																													
地図等転写	内外	○	×	用地現況測量	内外	×	×																																																																																																																																																																																																																																																													
転写連続図作成	内	×	×	用地境界仮杭設置	内外	○	×																																																																																																																																																																																																																																																													
地積測量図転写	内外	○	×	用地境界杭設置	内外	×	×																																																																																																																																																																																																																																																													
土地の登記記録調査	内外	○	×	境界点間測量	内外	○	×																																																																																																																																																																																																																																																													
建物の登記記録調査	内外	×	×	面積計算	内	○	×																																																																																																																																																																																																																																																													
権利者確認調査(当初)	内外	○	×	用地実測図作成	内	×	○																																																																																																																																																																																																																																																													
権利者確認調査(追跡)	内外	×	×	用地平面図作成	内	×	○																																																																																																																																																																																																																																																													
境界確認	内外	○	×	土地調書作成	内	○	×																																																																																																																																																																																																																																																													
土地境界確認書作成	内外	○	×	地積測量図作成	内外	○	×																																																																																																																																																																																																																																																													
復元測量	内外	○	×	不動産調査報告書作成	内外	○	×																																																																																																																																																																																																																																																													
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)																																																																																																																																																																																																																																																																	
打合せ協議	測量主任技師	測量技師	測量技師補																																																																																																																																																																																																																																																																	
着手時前	0.5	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																		
中間打合せ		0.5	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																	
成果品納入時	0.5	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																		

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>2. 用地調査業務</p> <p>(1) (略)</p> <p>注2 (略)</p> <p>補償説明 <u>1回</u></p> <p>(略)</p> <p>内水面漁業権等の調査 <u>2回</u></p>	<p>2. 用地調査業務</p> <p>(1) (略)</p> <p>注2 (略)</p> <p>補償説明 <u>3回</u></p> <p>(略)</p> <p>内水面漁業権等の調査 <u>3回</u></p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新			旧		
	作業の種類	備考		作業の種類	備考
移転工法案の検討	現地調査		移転工法案の検討	現地踏査	
	関係資料収集			関係資料収集	
	企業内容等の調査			企業内容等の調査	
	敷地使用実態の調査			敷地使用実態の調査	
	移転工法案の作成			移転工法案の作成	
	照応建物の詳細設計等			照応建物の詳細設計等	
	駐車場等の使用実態追加調査			駐車場等の使用実態追加調査	
	機械設備設計（機械設備A）			機械設備設計（機械設備A）	
	機械設備設計（機械設備B）			機械設備設計（機械設備B）	
	機械設備設計（機械設備C）			機械設備設計（機械設備C）	
	機械設備設計（機械設備D）			機械設備設計（機械設備D）	
機械設備の見積		機械設備の見積			
生産設備の見積		生産設備の見積			
再算定業務	現地調査		再算定業務	現地踏査	
	営業（再調査・再算定）			営業（再調査・再算定）	
	仮営業所設置プレハプリース（再調査・再算定）			仮営業所設置プレハプリース（再調査・再算定）	
土地評価	現地調査		土地評価	現地踏査	
	地域区分及び標準地の選定等業務			地域区分及び標準地の選定等業務	
	標準地価格の算定業務			標準地価格の算定業務	
	各画地の評価格算定業務			各画地の評価格算定業務	
	評価格の調整業務			評価格の調整業務	
補償説明	現地調査		補償説明	現地踏査	
	<u>（削る）</u>			<u>概況ヒアリング等（補償説明A）</u>	
	概況ヒアリング等			<u>概況ヒアリング等（補償説明B）</u>	
	<u>（削る）</u>			<u>説明資料の作成等（補償説明A）</u>	
地盤変動影響調査等	説明資料の作成等		地盤変動影響調査等	<u>説明資料の作成等（補償説明B）</u>	
	<u>（削る）</u>			補償説明（補償説明A）	
	補償説明			補償説明（補償説明B）	
	現地調査			現地踏査	
	事前調査（木造建物A）			事前調査（木造建物A）	
	事前調査（木造建物B）			事前調査（木造建物B）	
	事前調査（木造建物C）			事前調査（木造建物C）	
	事前調査（木造特殊建物）			事前調査（木造特殊建物）	
	事前調査（非木造建物イ）			事前調査（非木造建物イ）	
	事前調査（非木造建物ロ）			事前調査（非木造建物ロ）	
事前調査（非木造建物ハ）		事前調査（非木造建物ハ）			
事前調査（区分所有建物等）		事前調査（区分所有建物等）			
事前調査（工作物）		事前調査（工作物）			

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新			旧		
	作業の種類	備考		作業の種類	備考
地盤沈下影響調査等	事後調査（木造建物A）		地盤沈下影響調査等	事後調査（木造建物A）	
	事後調査（木造建物B）			事後調査（木造建物B）	
	事後調査（木造建物C）			事後調査（木造建物C）	
	事後調査（木造特異建物）			事後調査（木造特異建物）	
	事後調査（非木造建物イ）			事後調査（非木造建物イ）	
	事後調査（非木造建物ロ）			事後調査（非木造建物ロ）	
	事後調査（非木造建物ハ）			事後調査（非木造建物ハ）	
	事後調査（区分所有建物等）			事後調査（区分所有建物等）	
	事後調査（工作物）			事後調査（工作物）	
	調査（木造建物）			調査（木造建物）	
	調査（非木造建物）			調査（非木造建物）	
	調査（区分所有建物等）			調査（区分所有建物等）	
	調査（工作物）			調査（工作物）	
	費用負担の説明	現地踏査			費用負担の説明
概況ヒアリング等			概況ヒアリング等		
説明資料の作成等			説明資料等の作成		
費用負担の説明			費用負担の説明		
騒音等調査	現地踏査		騒音等調査	現地踏査	
	騒音の調査			騒音の調査	
	振動の調査			振動の調査	
	振動騒音の同時調査			振動騒音の同時調査	
	井戸の調査			井戸の調査	
	因果関係の調査・検討			因果関係の調査・検討	
事業認定申請調査等の作成	現地踏査（相談用資料作成の場合）		事業認定申請調査等の作成	現地踏査（相談用資料作成の場合）	
	現地調査等（相談用資料作成の場合）			現地調査等（相談用資料作成の場合）	
	資料の収集及び作成（相談用資料作成の場合）			資料の収集及び作成（相談用資料作成の場合）	
	調査等の作成（相談用資料作成の場合）			調査等の作成（相談用資料作成の場合）	
	添付図面の作成（相談用資料作成の場合）			添付図面の作成（相談用資料作成の場合）	
	現地踏査（申請図書作成の場合）			現地踏査（申請図書作成の場合）	
	現地調査等（申請図書作成の場合）			現地調査等（申請図書作成の場合）	
	資料の収集及び作成（申請図書作成の場合）			資料の収集及び作成（申請図書作成の場合）	
	調査等の作成（申請図書作成の場合）			調査等の作成（申請図書作成の場合）	
	添付図面の作成（申請図書作成の場合）			添付図面の作成（申請図書作成の場合）	
	現地踏査A（敷決申請の予定地に物件が存在する場合）			現地踏査A（敷決申請の予定地に物件が存在する場合）	
	現地踏査B（敷決申請の予定地に物件が存在する場合）			現地踏査B（敷決申請の予定地に物件が存在する場合）	
	現地踏査C（敷決申請の予定地に物件が存在する場合）			現地踏査C（敷決申請の予定地に物件が存在する場合）	
	現地踏査A、B（敷決申請の予定地に物件が存在しない場合）			現地踏査A、B（敷決申請の予定地に物件が存在しない場合）	
	敷決申請書資料の整理・検討			敷決申請書資料の整理・検討	
	敷決申請書（案）の作成			敷決申請書（案）の作成	

(略)

(略)

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧																																																																																																																																					
<p>1. 旧業務要領</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">作業区番号</td> <td style="width: 40%;">区画地番(地籍簿記載の区画)</td> <td style="width: 10%;">面積(㎡)</td> <td style="width: 10%;">1区画(㎡)</td> <td style="width: 10%;">作業区面積</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">作業区番号</th> <th colspan="12">区画地番(地籍簿記載の区画)</th> <th colspan="4">区画地番の構成</th> <th colspan="4">地籍簿記載の構成</th> </tr> <tr> <th colspan="4">1区画(㎡)</th> <th colspan="4">2区画(㎡)</th> <th colspan="4">合計(㎡)</th> <th rowspan="2">1区画</th> <th rowspan="2">2区画</th> <th rowspan="2">1区画</th> <th rowspan="2">2区画</th> <th rowspan="2">1区画</th> <th rowspan="2">2区画</th> </tr> <tr> <th>1区画</th> <th>2区画</th> <th>3区画</th> <th>4区画</th> <th>1区画</th> <th>2区画</th> <th>3区画</th> <th>4区画</th> <th>1区画</th> <th>2区画</th> <th>3区画</th> <th>4区画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1区画(㎡)</td> <td>2区画(㎡)</td> <td>3区画(㎡)</td> <td>4区画(㎡)</td> <td>1区画(㎡)</td> <td>2区画(㎡)</td> <td>3区画(㎡)</td> <td>4区画(㎡)</td> <td>1区画(㎡)</td> <td>2区画(㎡)</td> <td>3区画(㎡)</td> <td>4区画(㎡)</td> <td>1区画</td> <td>2区画</td> <td>1区画</td> <td>2区画</td> <td>1区画</td> <td>2区画</td> </tr> <tr> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">合計</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">合計</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">注</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">注</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">注</td> </tr> </tbody> </table>	作業区番号	区画地番(地籍簿記載の区画)	面積(㎡)	1区画(㎡)	作業区面積		作業区番号	区画地番(地籍簿記載の区画)												区画地番の構成				地籍簿記載の構成				1区画(㎡)				2区画(㎡)				合計(㎡)				1区画	2区画	1区画	2区画	1区画	2区画	1区画	2区画	3区画	4区画	1区画	2区画	3区画	4区画	1区画	2区画	3区画	4区画	1区画(㎡)	2区画(㎡)	3区画(㎡)	4区画(㎡)	1区画(㎡)	2区画(㎡)	3区画(㎡)	4区画(㎡)	1区画(㎡)	2区画(㎡)	3区画(㎡)	4区画(㎡)	1区画	2区画	1区画	2区画	1区画	2区画	1.0	1.0			1.0	1.0			1.0	1.0									合計												合計				合計				注												注				注				<p>(新規)</p>
作業区番号	区画地番(地籍簿記載の区画)	面積(㎡)	1区画(㎡)	作業区面積																																																																																																																																		
作業区番号	区画地番(地籍簿記載の区画)												区画地番の構成				地籍簿記載の構成																																																																																																																					
	1区画(㎡)				2区画(㎡)				合計(㎡)				1区画	2区画	1区画	2区画	1区画	2区画																																																																																																																				
	1区画	2区画	3区画	4区画	1区画	2区画	3区画	4区画	1区画	2区画	3区画	4区画																																																																																																																										
1区画(㎡)	2区画(㎡)	3区画(㎡)	4区画(㎡)	1区画(㎡)	2区画(㎡)	3区画(㎡)	4区画(㎡)	1区画(㎡)	2区画(㎡)	3区画(㎡)	4区画(㎡)	1区画	2区画	1区画	2区画	1区画	2区画																																																																																																																					
1.0	1.0			1.0	1.0			1.0	1.0																																																																																																																													
合計												合計				合計																																																																																																																						
注												注				注																																																																																																																						

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新																				旧																					
【種別等の調査】																				【種別等の調査】																					
作業の種類		本道種物の調査・算定(A)																		単位		1 棟		作業条件		7.0㎡以上13.0㎡未満															
作業内容	内外	直接人件費及び労務費												材料費等				機械経費																							
		編成(A)				消費日数(B)				歩掛り(C)=(A)×(B)				品名		規格		単価		備考		機械名		規格		単価		備考													
		主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	計																											
		A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D																												
調査外		1.0	1.0	1.0		0.42	0.42	0.42		0.42	0.42	0.42																													
図面作成等内	内	1.0	1.0	1.0		0.13	1.13	0.03		0.13	1.13	0.03																													
算定等内	内	1.0	1.0	1.0	1.0	0.13	0.40	0.37	0.13	0.13	0.40	0.37	0.13																												
外 費												0.42	0.42	0.42	1.26																										
内 費												0.26	1.06	1.06	2.06																										
計												0.68	2.08	1.42	4.31																										
<small>注1 本道種物の調査を行う場合の報酬基準費並びに作業費標準費は以下の場合による場合は、別紙-1による。(以下本道種物の場合に限る。)</small> <small>注2 本歩掛は、(労務費標準費)に規定する各調査員(調査員及び図面の作成を含む。ただし、(労務費標準費)を算定する場合は、以下について本歩掛に含まれないことから、右欄に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。)</small> <small>・(労務費標準費)に規定する労務調査費用に関する専門職からの見積に要する費用</small> <small>・(労務費標準費)に規定する対象台帳の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</small>																				<small>注1 本道種物の調査を行う場合の報酬基準費並びに作業費標準費は以下の場合による場合は、別紙-1による。(以下本道種物の場合に限る。)</small> <small>注2 本歩掛は、(労務費標準費)に規定する各調査員(調査員及び図面の作成を含む。ただし、(労務費標準費)を算定する場合は、以下について本歩掛に含まれないことから、右欄に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。)</small> <small>・(労務費標準費)に規定する労務調査費用に関する専門職からの見積に要する費用</small> <small>・(労務費標準費)に規定する対象台帳の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</small>																					

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新															旧																																												
<p>【建築物の調査】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>作業の種類</th> <th colspan="10">生産設備の調査・算定 (A)</th> <th>単位</th> <th>1野帳</th> <th>作業条件</th> <th>設置面積 300㎡以上500㎡未満</th> </tr> </table>															作業の種類	生産設備の調査・算定 (A)										単位	1野帳	作業条件	設置面積 300㎡以上500㎡未満	<p>【建築物の調査】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>作業の種類</th> <th colspan="10">生産設備の調査・算定 (A)</th> <th>単位</th> <th>1野帳</th> <th>作業条件</th> <th>設置面積 300㎡以上500㎡未満</th> </tr> </table>															作業の種類	生産設備の調査・算定 (A)										単位	1野帳	作業条件	設置面積 300㎡以上500㎡未満
作業の種類	生産設備の調査・算定 (A)										単位	1野帳	作業条件	設置面積 300㎡以上500㎡未満																																													
作業の種類	生産設備の調査・算定 (A)										単位	1野帳	作業条件	設置面積 300㎡以上500㎡未満																																													
作業内容	作業別	生産人件費及び労務費										材料費等					機械経費																																										
		編成 (A)			所要日数 (B)			歩率 ^① (C) = (A) × (B)				品名	規格	単数	備考	機械名	規格	単数	備考																																								
主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師									主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師																																	
調査外		1.0	1.0	1.0		0.29	0.29	0.29		0.29	0.29	0.29																																															
調査作成等	内	1.0	1.0	1.0		0.14	0.71	0.49		0.14	0.71	0.49	1.34																																														
算定等	内	1.0	1.0	1.0	1.0	0.10	0.13	0.43	0.15	0.10	0.13	0.43	0.15	0.01																																													
外 業																																																											
内 業																																																											
計																																																											
計										0.29	0.29	0.29	0.87																																														
計										0.10	0.27	1.14	0.49	0.15	2.15																																												
計										0.10	0.56	1.43	0.78	0.15	3.02																																												

 【建築物の調査】 | 作業の種類 | 生産設備の調査・算定 (A) | | | | | | | | | | 単位 | 1野帳 | 作業条件 | 設置面積 300㎡以上500㎡未満 | |-------|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|-----|------|-------------------| |-------|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|-----|------|-------------------| | | | | | | | | | | | | | | || 作業内容 | 作業別 | 生産人件費及び労務費 | | | | | | | | | | 材料費等 | | | | | 機械経費 | | | | |
編成 (A)			所要日数 (B)			歩率^① (C) = (A) × (B)				品名	規格	単数	備考	機械名	規格	単数	備考												
主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師											
調査外		1.0	1.0	1.0		0.29	0.29	0.29		0.29	0.29	0.29																	
調査作成等	内	1.0	1.0	1.0		0.14	0.71	0.49		0.14	0.71	0.49	1.34																
算定等	内	1.0	1.0	1.0	1.0	0.10	0.13	0.43	0.15	0.10	0.13	0.43	0.15	0.01															
外 業																													
内 業																													
計																													
計										0.29	0.29	0.29	0.87																
計										0.10	0.27	1.14	0.49	0.15	2.15														
計										0.10	0.56	1.43	0.78	0.15	3.02														
注1 生産設備の調査を行う場合の判断基準として作業現場設置以外の場合による場合は、別紙-3による（以下生産設備の場合のみ）。 注2 本歩率は、右表歩率①②に規定する右側調査（調査内容及び野帳の作成を含む。ただし、分科調査は除く。）を含んだ歩率である。ただし、以下については本歩率に含まれないことから、必要に応じて、別途歩率等を徴収して対応するものとする。 - ① 調査対象となるに規定する分科調査費用に要する専門機関からの見積に要する費用 - ② 調査対象となるに規定する右側右側の除去処分費用を算定する側の専門業者からの見積に要する費用															注1 生産設備の調査を行う場合の判断基準として作業現場設置以外の場合による場合は、別紙-3による（以下生産設備の場合のみ）。 注2 本歩率は、右表歩率①②に規定する右側調査（調査内容及び野帳の作成を含む。ただし、分科調査は除く。）を含んだ歩率である。ただし、以下については本歩率に含まれないことから、必要に応じて、別途歩率等を徴収して対応するものとする。 - ① 調査対象となるに規定する分科調査費用に要する専門機関からの見積に要する費用 - ② 調査対象となるに規定する右側右側の除去処分費用を算定する側の専門業者からの見積に要する費用														

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新															旧																																		
【補償説明】															【補償説明】																																		
作業の種類		観況ヒアリング等										単 位		種別	作業条件		観況ヒアリング等 <u>（観況説明見）</u>																																
市 内 外 集 団 別	内 容 集 団 別	直 接 人 件 費 及 び 労 務 費										材 料 費 等					機 械 組 費					直 接 人 件 費 及 び 労 務 費					材 料 費 等					機 械 組 費																	
		編 成 (A)			所 要 日 数 (B)				歩 掛 率 (C) = (A) × (B)			基 本	規 格	単 位	備 考	機 械 名	規 格	単 位	備 考	基 本	規 格	単 位	備 考	機 械 名	規 格	単 位	備 考	基 本	規 格	単 位	備 考																		
		主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師																					技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師
主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	主任技師	技師	技師																	
観況等外		1.0	1.0		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01																																								
観況ヒアリング	内	1.0	1.0	1.0	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01																																						
外 業																																																	
内 業																																																	
計																																																	
注1 労務A1名、労務C1名の合計を労働定率で行う事を前提としたものである。ただし、観況ヒアリングには、労務Bを附加する。															注1 労務A1名、労務C1名の合計を労働定率としたものであり、労務Bの付加によって労務Cの額を算出する。																																		
注2 直接人件費＝ 単価 × 種別数															注2 直接人件費＝ 単1-3の種別単価 × 単1-3の労務Cとの乗積を求																																		
注3 観況説明日は労務A1名、労務C1名の労働定率で行うことを前提としたものである。															注3 観況説明日は労務A1名、労務C1名の労働定率で行うことを前提としたものである。																																		
ただし、観況ヒアリングには、労務Bを附加する。															ただし、観況ヒアリングには、労務Bを附加する。																																		

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧																																																																																																												
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>添付資料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">作業の種類</th> <th style="width: 65%;">原簿簿記の作成等（原簿簿記人）</th> <th style="width: 10%;">単一社</th> <th style="width: 10%;">複数社</th> <th style="width: 10%;">作業日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">作業 内容 目録</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="12" style="text-align: center;">原簿大得意先別作業日数</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">材料費発生</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">繰越利益算</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰越</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰上</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰下</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰上</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">繰上</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">繰下</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">B</th> <th style="text-align: center;">C</th> <th style="text-align: center;">D</th> <th style="text-align: center;">E</th> <th style="text-align: center;">F</th> <th style="text-align: center;">G</th> <th style="text-align: center;">H</th> <th style="text-align: center;">I</th> <th style="text-align: center;">J</th> <th style="text-align: center;">K</th> <th style="text-align: center;">L</th> <th style="text-align: center;">M</th> <th style="text-align: center;">N</th> <th style="text-align: center;">O</th> <th style="text-align: center;">P</th> <th style="text-align: center;">Q</th> <th style="text-align: center;">R</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> </tr> </tbody> </table>	作業の種類	原簿簿記の作成等（原簿簿記人）	単一社	複数社	作業日数	作業 内容 目録	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="12" style="text-align: center;">原簿大得意先別作業日数</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">材料費発生</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">繰越利益算</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰越</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰上</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰下</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰上</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">繰上</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">繰下</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">B</th> <th style="text-align: center;">C</th> <th style="text-align: center;">D</th> <th style="text-align: center;">E</th> <th style="text-align: center;">F</th> <th style="text-align: center;">G</th> <th style="text-align: center;">H</th> <th style="text-align: center;">I</th> <th style="text-align: center;">J</th> <th style="text-align: center;">K</th> <th style="text-align: center;">L</th> <th style="text-align: center;">M</th> <th style="text-align: center;">N</th> <th style="text-align: center;">O</th> <th style="text-align: center;">P</th> <th style="text-align: center;">Q</th> <th style="text-align: center;">R</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> </tbody> </table>	原簿大得意先別作業日数												材料費発生				繰越利益算				繰越			繰上			繰下			繰上			繰下			繰上		繰下		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	-	-	-	-	合計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-
作業の種類	原簿簿記の作成等（原簿簿記人）	単一社	複数社	作業日数																																																																																																									
作業 内容 目録	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="12" style="text-align: center;">原簿大得意先別作業日数</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">材料費発生</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">繰越利益算</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰越</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰上</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰下</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰上</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">繰上</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">繰下</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">B</th> <th style="text-align: center;">C</th> <th style="text-align: center;">D</th> <th style="text-align: center;">E</th> <th style="text-align: center;">F</th> <th style="text-align: center;">G</th> <th style="text-align: center;">H</th> <th style="text-align: center;">I</th> <th style="text-align: center;">J</th> <th style="text-align: center;">K</th> <th style="text-align: center;">L</th> <th style="text-align: center;">M</th> <th style="text-align: center;">N</th> <th style="text-align: center;">O</th> <th style="text-align: center;">P</th> <th style="text-align: center;">Q</th> <th style="text-align: center;">R</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> </tbody> </table>	原簿大得意先別作業日数												材料費発生				繰越利益算				繰越			繰上			繰下			繰上			繰下			繰上		繰下		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	-	-	-	-																													
	原簿大得意先別作業日数												材料費発生				繰越利益算																																																																																												
繰越			繰上			繰下			繰上			繰下			繰上		繰下																																																																																												
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R																																																																																												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18																																																																																												
合計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																																												
作業 内容 目録	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="12" style="text-align: center;">原簿大得意先別作業日数</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">材料費発生</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">繰越利益算</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰越</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰上</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰下</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰上</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">繰下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">繰上</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">繰下</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">B</th> <th style="text-align: center;">C</th> <th style="text-align: center;">D</th> <th style="text-align: center;">E</th> <th style="text-align: center;">F</th> <th style="text-align: center;">G</th> <th style="text-align: center;">H</th> <th style="text-align: center;">I</th> <th style="text-align: center;">J</th> <th style="text-align: center;">K</th> <th style="text-align: center;">L</th> <th style="text-align: center;">M</th> <th style="text-align: center;">N</th> <th style="text-align: center;">O</th> <th style="text-align: center;">P</th> <th style="text-align: center;">Q</th> <th style="text-align: center;">R</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> </tbody> </table>	原簿大得意先別作業日数												材料費発生				繰越利益算				繰越			繰上			繰下			繰上			繰下			繰上		繰下		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	-	-	-	-																													
原簿大得意先別作業日数												材料費発生				繰越利益算																																																																																													
繰越			繰上			繰下			繰上			繰下			繰上		繰下																																																																																												
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R																																																																																												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18																																																																																												
合計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																																												

 - | - | - | - |

注1 原簿大得意先別・材料費発生

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧																																																																																																																	
<p><u>(削る)</u></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><small>【新設の用】</small></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">作業区</th> <th colspan="10">作業区別(作業区別入)</th> <th style="width:5%;">計</th> <th style="width:5%;">1区別</th> <th style="width:5%;">作業区計</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">作業区</th> <th colspan="10">作業区別(作業区別入)</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">1区別</th> <th rowspan="2">作業区計</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業区別</td> <td>1.0</td><td>2.0</td><td>3.0</td><td>4.0</td><td>5.0</td><td>6.0</td><td>7.0</td><td>8.0</td><td>9.0</td><td>10.0</td> <td>50.0</td> <td>10.0</td> <td>5.0</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.0</td><td>2.0</td><td>3.0</td><td>4.0</td><td>5.0</td><td>6.0</td><td>7.0</td><td>8.0</td><td>9.0</td><td>10.0</td> <td>50.0</td> <td>10.0</td> <td>5.0</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="10"></td> <td>50.0</td> <td>10.0</td> <td>5.0</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="10"></td> <td>50.0</td> <td>10.0</td> <td>5.0</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="10"></td> <td>50.0</td> <td>10.0</td> <td>5.0</td> <td>25.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>注：作業区別入＝作業区別入数</small></p> </div>	作業区	作業区別(作業区別入)										計	1区別	作業区計	作業区	作業区別(作業区別入)										計	1区別	作業区計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	作業区別	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	50.0	10.0	5.0	25.0	合計	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	50.0	10.0	5.0	25.0	計											50.0	10.0	5.0	25.0	計											50.0	10.0	5.0	25.0	計											50.0	10.0	5.0	25.0
作業区	作業区別(作業区別入)										計	1区別	作業区計																																																																																																					
作業区	作業区別(作業区別入)										計	1区別	作業区計																																																																																																					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																																																																																								
作業区別	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	50.0	10.0	5.0	25.0																																																																																																				
合計	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	50.0	10.0	5.0	25.0																																																																																																				
計											50.0	10.0	5.0	25.0																																																																																																				
計											50.0	10.0	5.0	25.0																																																																																																				
計											50.0	10.0	5.0	25.0																																																																																																				

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新															旧														
【地盤変動影響調査等】															【地盤変動影響調査等】														
作業の種類										事前調査（区分所有建物等）					単位		1 区画		作業条件			3.5㎡以上6.5㎡未満							
作業内容	内 容 別	直接人件費及び労務費													材料費等				機械経費										
		編成 (A)				作業日数 (B)				歩掛り (C) = (A) × (B)					品名	規格	単 位	単 数	備考	機械名	規格	単 位	単 数	備考					
		主任技師 A	技師 B	技師 C	主任技師 D	主任技師 A	技師 B	技師 C	主任技師 D	主任技師 A	技師 B	技師 C	主任技師 D	計															
調査内	1.0	1.0	1.0		0.36	0.36	0.36		0.36	0.36	0.36		1.08																
調査外	1.0	1.0	1.0		0.11	0.22	0.18	0.14	0.11	0.22	0.18	0.14	0.65																
外 業												0.36		0.36		0.36		1.08											
内 業												0.11		0.22		0.18		0.14		0.65									
計												0.47		0.58		0.54		1.73											
そ の 他															そ の 他														
注1 区分所有種又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。															注1 区分所有種又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。														
注2 各戸当たり及び共用部分が、本表作業条件欄に定める面積以外の場合は、別紙の2（4）の補正率表を適用するものとする。															注2 各戸当たり及び共用部分が、本表作業条件欄に定める面積以外の場合は、別紙の2（4）の補正率表を適用するものとする。														
注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（調査等））を60パーセントに減算するものとする。															注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（調査等））を60パーセントに減算するものとする。														
注4 本歩掛には本歩測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含まれていないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。															注4 本歩掛には本歩測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含まれていないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。														

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新															旧																																																				
<p>【地籍変動影響調査等】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>作業の種類</td> <td colspan="10">事業調査（区分所有建物等）</td> <td>単位</td> <td>1区</td> <td>作業条件</td> <td colspan="5">3.5㎡以上6.0㎡未満</td> </tr> </table>															作業の種類	事業調査（区分所有建物等）										単位	1区	作業条件	3.5㎡以上6.0㎡未満					<p>【地籍変動影響調査等】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>作業の種類</td> <td colspan="10">事業調査（区分所有建物等）</td> <td>単位</td> <td>1区</td> <td>作業条件</td> <td colspan="5">3.5㎡以上6.0㎡未満</td> </tr> </table>															作業の種類	事業調査（区分所有建物等）										単位	1区	作業条件	3.5㎡以上6.0㎡未満				
作業の種類	事業調査（区分所有建物等）										単位	1区	作業条件	3.5㎡以上6.0㎡未満																																																					
作業の種類	事業調査（区分所有建物等）										単位	1区	作業条件	3.5㎡以上6.0㎡未満																																																					
作業内容	区分所有建物	直接人件費及び労務費										材料費等					機械経費																																																		
		編成 (A)				測量日数 (B)				歩掛り (C) = (A) × (B)		品名	規格	単位数	備考	機械名	規格	単位数	備考																																																
主仕掛	技師	技師	技師	主仕掛	技師	技師	技師	主仕掛	技師	技師	技師									計																																															
調査外		1.9	1.0	1.0		0.20	0.20	0.20		0.20	0.20	0.20																																																							
調査内		1.9	1.0	1.0	1.0	0.11	0.13	0.07	0.09	0.11	0.13	0.07	0.09	0.40																																																					
外業																																																																			
内業																																																																			
計																																																																			

注1 区分所有建物又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。
 注2 各戸当たり及び共用部分が、本要件業務に定める面積以外の場合は、別紙の2（4）の補正率表を適用するものとする。
 注3 建物内部の調査を調査されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を40パーセントに補正するものとする。
 注4 本歩掛には水準測量を含むものとする。

注1 区分所有建物又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。
 注2 各戸当たり及び共用部分が、本要件業務に定める面積以外の場合は、別紙の2（4）の補正率表を適用するものとする。
 注3 建物内部の調査を調査されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を40パーセントに補正するものとする。
 注4 本歩掛には水準測量を含むものとする。

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新															旧														
【地盤変動影響調査等】															【地盤変動影響調査等】														
作業の種類										算定（区分所有建物等）					単位					作業条件					25㎡以上40㎡未満				
作業内容	内容 区分 主仕掛	武蔵人件費及び労務費				乗掛り（(C)÷(A)×(B)）				材料費等					機械経費														
		編成 (A)		作業日数 (B)		主仕掛		主仕掛		品名	現積	単数	備考	機械名	現積	単数	備考												
		技師 A	技師 B	技師 C	技師 D	技師 A	技師 B	技師 C	技師 D									技師 A	技師 B	技師 C	技師 D	計							
国 道 等 内	1.0	1.0			0.10	0.25																							
県 道 内	1.0	1.0	1.0		0.07	0.13	0.04																						
外 業															外 業														
内 業															内 業														
計															計														
注1 本手前は建物等の関係箇所を算定する方法による費用負担額の算定に適用するものとし、建物等の構造上の補正による算定及び状況による算定には適用しないものとする。なお、その場合は、別途見積等を提出して対応するものとする。															注1 本手前は建物等の関係箇所を算定する方法による費用負担額の算定に適用するものとし、建物等の構造上の補正による算定及び状況による算定には適用しないものとする。なお、その場合は、別途見積等を提出して対応するものとする。														
注2 区分所有種業又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として算定するものとする。															注2 区分所有種業又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として算定するものとする。														
注3 本表作業条件欄に定める面積以外の場合は、別紙の2（4）の補正率表を適用するものとする。															注3 本表作業条件欄に定める面積以外の場合は、別紙の2（4）の補正率表を適用するものとする。														

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧																
<p>(別紙)</p> <p><u>地盤変動影響調査等</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(5) 工作物の補正率</u></p> <table border="1" data-bbox="297 651 1028 740"> <tr> <td><u>敷地面積</u></td> <td><u>100㎡未満</u></td> <td><u>100㎡以上 300㎡未満</u></td> <td><u>300㎡以上 630㎡未満</u></td> <td><u>630㎡以上 1,300㎡未満</u></td> <td><u>1,300㎡以上 2,000㎡未満</u></td> </tr> <tr> <td><u>補正率</u></td> <td><u>0.80</u></td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>1.80</u></td> <td><u>2.90</u></td> <td><u>4.10</u></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="421 759 665 849"> <tr> <td><u>2,000㎡以上 3,300㎡未満</u></td> <td><u>3,300㎡以上 5,000㎡未満</u></td> </tr> <tr> <td><u>5.70</u></td> <td><u>7.70</u></td> </tr> </table>	<u>敷地面積</u>	<u>100㎡未満</u>	<u>100㎡以上 300㎡未満</u>	<u>300㎡以上 630㎡未満</u>	<u>630㎡以上 1,300㎡未満</u>	<u>1,300㎡以上 2,000㎡未満</u>	<u>補正率</u>	<u>0.80</u>	<u>1.00</u>	<u>1.80</u>	<u>2.90</u>	<u>4.10</u>	<u>2,000㎡以上 3,300㎡未満</u>	<u>3,300㎡以上 5,000㎡未満</u>	<u>5.70</u>	<u>7.70</u>	<p>(別紙)</p> <p><u>建物の調査</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>
<u>敷地面積</u>	<u>100㎡未満</u>	<u>100㎡以上 300㎡未満</u>	<u>300㎡以上 630㎡未満</u>	<u>630㎡以上 1,300㎡未満</u>	<u>1,300㎡以上 2,000㎡未満</u>												
<u>補正率</u>	<u>0.80</u>	<u>1.00</u>	<u>1.80</u>	<u>2.90</u>	<u>4.10</u>												
<u>2,000㎡以上 3,300㎡未満</u>	<u>3,300㎡以上 5,000㎡未満</u>																
<u>5.70</u>	<u>7.70</u>																

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新															旧														
【費用名別の説明】															【費用名別の説明】														
作業の種類										機具のアレンジ等					単位					1種別当り					作業条件				
作業内容	内外	編成 (A)				作業日数 (B)				手帳中 (C) = (A) × (B)							材料費等					機械経費							
		主任技師	技師A	技師B	技師C	主任技師	技師A	技師B	技師C	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	計	品名	原簿	原簿	備考	機械	燃料	位置	単位	備考					
機具等	外	1.0	1.0		0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00															
機具のアレンジ	内	1.0	1.0	1.0	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.12																
外 費										0.00	0.00	0.00																	
内 費										0.04	0.04	0.04	0.12																
計										0.04	0.04	0.04	0.12																
注1 技師A1名、技師C1名の2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、機具のアレンジには、主任技師が加わるものとする。															注1 技師A1名、技師C1名の2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、機具のアレンジには、主任技師が加わるものとする。														
注2 作業日数=単価×権利数															注2 作業日数=単価×権利数														

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">用地調査等業務委託契約書</p> <p>(略)</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項及び第7項の規定は、甲が、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第229条の規定により契約保証金を免除した場合(同条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。)は適用しない。</u></p> <p><u>4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第7項において「保証の額」という。)は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。</u></p> <p><u>5～8 (略)</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>3 乙が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</u></p> <p><u>4 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料再建の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">用地調査等業務委託契約書</p> <p>(略)</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>2 前項及び第6項の規定は、甲が、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第229条の規定により契約保証金を免除した場合(同条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。)は適用しない。</u></p> <p><u>3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。</u></p> <p><u>4～7 (略)</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>第6条～第12条 (略)</p> <p>第13条 乙が<u>用地調査等業務</u>のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。</p> <p>第14条～第31条 (略)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>5 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして<u>前各項</u>の規定を準用する。</p> <p>第33条～第34条 (略)</p> <p>第35条 (略)</p> <p><u>2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3～6</u> (略)</p> <p><u>7</u> 甲は、乙が<u>第5項</u>の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の遅延利息の支払を請求することができる。</p>	<p>第6条～第12条 (略)</p> <p>第13条 乙が<u>調査</u>のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。</p> <p>第14条～第31条 (略)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>5 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして<u>前2項</u>の規定を準用する。</p> <p>第33条～第34条 (略)</p> <p>第35条 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>2～5</u> (略)</p> <p><u>6</u> 甲は、乙が<u>第4項</u>の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の遅延利息の支払を請求することができる。</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>第36条 乙は、前条<u>第4項</u>の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 乙は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>第37条～第42条 (略)</p> <p>第43条 (略)</p> <p><u>(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。</u></p> <p><u>(2)～(5)</u> (略)</p> <p><u>(6) 前各号</u>に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>第44条 (略)</p> <p><u>(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。</u></p> <p><u>(3)～(9)</u> (略)</p> <p><u>(10) 乙(乙が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)</u>が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(略)</p>	<p>第36条 乙は、前条<u>第3項</u>の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>第37条～第42条 (略)</p> <p>第43条 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(1)～(4)</u> (略)</p> <p><u>(5) 前4号</u>に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>第44条 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(2)～(8)</u> (略)</p> <p><u>(9) 乙(新規)</u>が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(略)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>第44条の2～第51条 (略)</p> <p><u>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</u></p> <p>第51条の2 <u>乙(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)</u></p> <p><u>(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</u></p>	<p>第44条の2～第51条 (略)</p> <p><u>(談合その他不正行為に伴う損害賠償の予約)</u></p> <p>第51条の2 <u>乙は、第44条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第44条の2第1項第1号又は第2号のうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合</u></p> <p><u>(2) 第44条の2第1項第3号のうち、乙に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合</u></p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</u></p> <p><u>(4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の警報（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</u></p> <p><u>2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を甲に支払わなければならない。</u></p> <p>第52条～第53条 （略）</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。</u></p> <p>第52条～第53条 （略）</p> <p><u>(賠償金等の徴収)</u></p> <p><u>第54条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年2.6パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</u></p> <p><u>2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年2.6パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の延滞金を徴収する。</u></p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>第54条</u> (略)</p> <p><u>第55条</u> 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の延滞金を徴収する。</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p><u>第56条</u> この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p> <p><u>第57条～第59条</u> (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>第55条</u> (略)</p> <p><u>第48条</u> 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年<u>2.6パーセント</u>の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年<u>2.6パーセント</u>の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の延滞金を徴収する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>第56条～第58条</u> (略)</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通知は、令和6年7月1日から施行するものとする。